

消 防 庁

1. コンタミに関する課題について

危険物のいわゆる「コンタミ」の防止については、元請および輸送の各事業者団体と共同で継続的に行われている「危険物荷卸し時相互立ち会い推進全国一斉キャンペーン」や、経済産業省資源エネルギー庁及び関係事業者団体がとりまとめた「タンクローリーから給油所への荷卸し時におけるコンタミ事故の防止のための基本マニュアル」の配布を通じ、取り組んでいただいているところであるが、多くの給油所等において、依然として、荷卸しを受ける側の危険物取扱者が不在または無資格者が対応、あるいは接客を理由に対応できない等の事情で、ドライバー単独で荷卸しをせざるを得ない状況が散見される。

また、貴庁におかれては、「危険物等事故防止対策情報連絡会」や立入検査等を通じ、関係事業者等の事故防止に係る注意喚起にも取り組まれているが、あらためて実態を把握したうえで、給油所の安全に対する意識を改善すべく、引き続き、関係省庁と連携し、行政指導を強化されたい。

【回答】（消防庁 危険物保安室）

荷卸しを行う場合、単独で荷卸しに必要な設備など安全対策を図っている場合を除き、給油所の危険物取扱者とタンクローリーの危険物取扱者の両者が立ち会うことを義務付けています。

消防庁では、令和元年9月に、全国の消防本部等に対し、経済産業省資源エネルギー庁および関係事業者団体がとりまとめた「タンクローリーから給油所への荷卸し時におけるコンタミ事故の防止のための基本マニュアル」を送付し、コンタミ事故の防止に係る技術的な支援を行っている。また、令和5年12月に法令改正を行い、事故防止を図るための対策に取り組んでいるところです。

消防庁が主催する「危険物等事故防止対策情報連絡会」や立入検査等の機会を通じ、引き続き、関係事業者等の事故防止に係る注意喚起の徹底を図っていきます。

2. 危険物貨物輸送の安全について

（1）ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて

貴庁の「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の報告書において、ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを追加する際に軽微な変更工事に該当するか否かを確認する資料について、電子申請システムや電子

メール等による事前の資料提出の受付を推進するとされたことを評価しており、早期実現に向け取り組まれない。

(2) SDSの交付およびイエローカードの法制化と運用改善について

日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについては引き続きの指導に留まらず、他省庁との連携を図るとともに、都度の運行時に日付入りの文書として荷主責任として交付するよう法制化されたい。また、安全データシート(SDS)は、国内の危険物輸送における緊急対処に係る重要な情報であることから、ISOコンテナの国内輸送においては、日本語での交付の義務付けについて、検討されたい。加えて、消防法上のSDS義務付けは無く、危険物取扱者同乗で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようISOコンテナ輸送に限り、SDSの義務付け等の法整備を検討されたい。

(3) 危険物の規制の国際ルールへの統一について

危険物に関するコンテナ輸送については、外航海運・内航海運ともに国際ルールで運用されているが、陸上輸送となった時点で危険物の定義に差異が発生することとなる。ついては、法改正も視野に、国際ルールに調和した基準に再編されたい。

【回答】(消防庁 危険物保安室)

ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて、電子メール等により資料提出ができることを明確化し、消防本部に周知しているところです。

発注者(荷主)で構成される関係団体に対し「危険物輸送時における発注者(荷主)を主体とした関係事業者間の情報共有について」(令和4年12月13日付け消防危第277号)を発出し、輸送事業者がイエローカードの携行を徹底できるように荷物の危険物情報を適切に伝達すること等を依頼しています。

国際輸送の現状や新たな動向を踏まえ、今後とも情報を収集し、調査検討してまいります。

3. フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

ドライコンテナによるフレキシブルバックを用いた輸送について、貴庁より「安全性等について検討の上、危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示に「運搬容器として規定している」との見解が示されているが、フレキシブルバックが再利用されていることから、劣化による流出事故の報告も多数ある。いかに発火点が高い動植物油であっても、流出事故ともなると車両火災や重大災害が発生し、運転手や一般市民が危険な事故に巻き込まれる状況となるため、動植物油(液体)のIS

○コンテナでの輸送についてはタンクコンテナでの輸送に限るように国土交通省物流・自動車局と連携して改正に取り組まれない。また、貴庁においては「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」が設置されているが、検討事項にある「海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬に関する事項」にフレキシブルバックでの運送も加えられたい。

【回答】（消防庁 危険物保安室）

フレキシブルバックについては、過去に安全性等について検討の上、危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示に運搬容器として規定しています。

フレキシブルバックによる液体の輸送については、国土交通省が発行する「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を危険物の輸送に係る事業者等に周知し、引き続き、関係省庁と連携しながら安全対策を図ってまいります。